

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005
(平成 17 年 6 月 21 日閣議決定) について

第 2 章 「小さくて効率的な政府」のための 3 つの変革

2. 仕事の流れを変える

(3) 予算制度改革

(特別会計の改革)

特別会計の改革を継続・強化するために、以下の取組を行う。

- ①関係府省は「基本方針 2004」に基づいて作成された改革方針を着実に実施する。加えて、財務省は、関係府省とともに、各特別会計の性格に応じ、長期的財務の健全性に配慮しつつ、事務事業の存廃や区分経理の必要性まで踏み込んだ見直しを継続し、定期的に経済財政諮問会議に報告する。
- ②特定財源の在り方について、それぞれの財源の性格や資源の適正配分の観点等も含め、引き続き総合的に検討し、重点強化期間内を目途に基本的方向性を明らかにする。

第 3 章 新しい躍動の時代を実現するための取組—少子高齢化とグローバル化を乗り切る—

3. 持続的な社会保障制度の構築

(社会保険庁改革)

社会保険庁改革について、以下の対応を行う。

- ①現行の社会保険庁を存続することなく、政管健保については、その運営を国から切り離し、全国単位の公法人を設立する方向とし、公的年金については、組織、機能等について抜本的に改革を行った新たな政府組織による運営とする。
- ②具体的には、市場化テストの実施等外部委託の拡大による大幅な人員削減、民間企業的な人事・処遇の導入、地方組織の抜本の見直し、意志決定の場や監査部門への外部専門家の参画や外部民間による監査を実現する。
- ③新組織の名称・法令上の位置付け等、より具体的な姿を平成 17 年度中に決定し、関連法案を次期通常国会に提出するとともに、新組織の発足後も、収納率等の状況を総合的に評価し、組織形態を含め全般を見直しながら、継続的に改革を進める。